

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分				普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共 進会、品評会、興行 その他の催しに使用 する場合	土曜日 及び休 日	1階及び2階を使用	円 299,600	円 325,400	円 408,200	円 542,700	円 733,700	円 951,000	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、 1日までごとに1日の最高入 場料（アリーナ、附属展示場 又は屋外展示場ごとに入場料 を徴収する場合は、それぞれ の施設ごとの最高入場料）の 70人分に相当する額 2 電気料 機械若しくは器具を設置し て電気を使用する場合又は冷 房若しくは暖房を使用する場 合においては、実費を基準と して知事が定める額 3 暖房料 暖房を使用する期間におい ては、実費を基準として知事
			1階のみ使用	245,800	266,800	334,700	445,000	601,500	779,800	
		その他 の日	1階及び2階を使用	249,100	271,200	349,800	451,400	620,900	801,100	
			1階のみ使用	204,400	222,500	286,900	370,300	509,400	657,200	
	アマチュアスポーツ 、サークル活動又は レクリエーションに 使用する場合	土曜日及び休日		85,200	93,100	116,300	155,200	209,400	271,500	
		その他の日		71,000	77,600	96,900	129,100	174,500	226,000	
附属展示場		土曜日及び休日		56,000	62,600	77,800	104,600	140,300	182,300	
		その他の日		47,100	52,200	65,100	86,600	117,300	151,700	
屋外 展示 場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		51,000	54,800	68,900	91,600	123,700	160,500	
		その他の日（1ヘクタール までごとに）		42,000	45,900	57,300	76,400	103,200	133,700	
	第2屋外展示場		土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		42,000	45,900	57,300	76,400	103,200	133,700

	その他の日（1ヘクタールまでごとに）	35,700	38,300	48,400	63,700	86,800	112,100	が定める額
--	--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------

改正前								改正後							
別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額								別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額							
区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 <u>1,120</u>	円 <u>1,240</u>	円 <u>1,620</u>	円 <u>2,110</u>	円 <u>2,860</u>	円 <u>3,730</u>	[略]	主催者事務室	円 <u>1,140</u>	円 <u>1,270</u>	円 <u>1,660</u>	円 <u>2,160</u>	円 <u>2,920</u>	円 <u>3,810</u>	[略]
第1主催者控室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,620</u>	<u>2,110</u>	<u>2,860</u>	<u>3,730</u>		第1主催者控室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,660</u>	<u>2,160</u>	<u>2,920</u>	<u>3,810</u>	
第2主催者控室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,620</u>	<u>2,110</u>	<u>2,860</u>	<u>3,730</u>		第2主催者控室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,660</u>	<u>2,160</u>	<u>2,920</u>	<u>3,810</u>	
第3主催者控室	<u>3,480</u>	<u>3,740</u>	<u>4,740</u>	<u>6,370</u>	<u>8,480</u>	<u>11,110</u>		第3主催者控室	<u>3,560</u>	<u>3,820</u>	<u>4,840</u>	<u>6,510</u>	<u>8,670</u>	<u>11,360</u>	
第4主催者控室	<u>380</u>	<u>480</u>	<u>630</u>	<u>740</u>	<u>1,110</u>	<u>1,370</u>		第4主催者控室	<u>390</u>	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>760</u>	<u>1,130</u>	<u>1,400</u>	
第1ロッカ一室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,500</u>	<u>1,990</u>	<u>2,740</u>	<u>3,490</u>		第1ロッカ一室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,530</u>	<u>2,030</u>	<u>2,800</u>	<u>3,570</u>	
第2ロッカ一室	<u>1,120</u>	<u>1,240</u>	<u>1,500</u>	<u>1,990</u>	<u>2,740</u>	<u>3,490</u>		第2ロッカ一室	<u>1,140</u>	<u>1,270</u>	<u>1,530</u>	<u>2,030</u>	<u>2,800</u>	<u>3,570</u>	
第1シャワ一室	<u>480</u>	<u>480</u>	<u>630</u>	<u>850</u>	<u>1,110</u>	<u>1,480</u>		第1シャワ一室	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>870</u>	<u>1,130</u>	<u>1,510</u>	

第2シャワー室	<u>480</u>	<u>480</u>	<u>630</u>	<u>850</u>	<u>1,110</u>	<u>1,480</u>	第2シャワー室	<u>490</u>	<u>490</u>	<u>640</u>	<u>870</u>	<u>1,130</u>	<u>1,510</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,480円</u>						特別室	1時間までごとに <u>2,530円</u>					
[略]							[略]						

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分		普通利用料金の上限額						特別利用料金の 上限額
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
催事 場	A会議室	円 7,780	円 8,540	円 10,580	円 14,150	円 19,120	円 24,720	電気料 機械若しくは 器具を設置して 電気を使用する 場合（第3会議 室、第4会議室 及び第5会議室 に限る。）又は エアコンディシ ョナーを使用す る場合（A会議 室及びB会議室 に限る。）にお いては、実費を 基準として知事 が定める額
	B会議室	4,720	5,110	6,380	8,540	11,490	14,920	
	C会議室	1,040	1,040	1,410	1,780	2,450	3,190	
会議 場	特別会議室	38,110	41,580	51,960	69,290	93,540	121,250	
	第1会議室	6,400	6,990	8,720	11,640	15,710	20,360	
	第2会議室	8,540	9,320	11,650	15,540	20,970	27,190	
	第3会議室	16,030	17,450	21,840	29,120	39,290	50,960	
	第4会議室	32,010	34,940	43,690	58,240	78,630	101,930	
	第5会議室	16,030	17,450	21,840	29,120	39,290	50,960	
	第6会議室	8,540	9,320	11,650	15,540	20,970	27,190	
	第7会議室	9,610	10,490	13,090	17,450	23,580	30,540	
	第8会議室	17,090	18,630	23,290	31,060	41,930	54,360	
	第9会議室	32,010	34,940	43,690	58,240	78,630	101,930	
第10会議室	19,210	20,950	26,210	34,940	47,160	61,140		
特別室	1時間までごとに2,530円							

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。